

広報

つるい

平成26年

1月号

No.629



今月の主な話題

- 新年のごあいさつ・・・・・・・・・・・・・ 2
- 平成24年度 決算報告・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4月1日から村公共料金の一部を改定します・・・・・ 6
- 鶴居村マスコットキャラクター
村民総選挙・・・・・・・・・・・・・ 9
- シリーズ 教育・・・・・・・・・・・・・ 10
- 後期高齢者医療制度のお知らせ・・・・・・・・・・・・・ 14



the most beautiful
villages
in japan

鶴居村は「日本で最も美しい
村」連合に加盟しています

新年のごあいさつ

鶴居村長

大石 正行



村民の皆様、あけましておめでとうございます。ご家族お揃いで希望に満ちた新しい年をお迎えのことと謹んでお慶び申し上げます。

また、村民の皆様には、常日頃より村政各般にわたり温かいご支援、ご協力を賜り、心よりお礼を申し上げます。次第であります。

さて、昨年の国内の経済情勢に目を向けてみますと、長期化したデフレの脱却や経済再生など、景気回復を最重要課題と位置づけ、「大胆な金融緩和」、「機動的な財政政策」、「民間投資を促す成長戦略」の三本の矢を一体とし、活発に取り組んできた結果、緩やかではありますが景気は回復しつつあり、先行きについても景気回復の動きに確かな期待を寄せているところであります。その一方で、我が国におけるTP

P交渉への参加により、妥結結果如何によつては、本村の基幹産業である酪農畜産分野や地域経済への影響が懸念されるところであります。村といたしましては、今後の動向を注視しつつ、重要5項目の関税維持については決して譲歩することなく、国益の実現に向けた交渉に大きな期待を寄せるものであります。

また、今年の4月1日からは消費税法の改定にともない、現在の消費税率5%から8%に引き上げられることが決定されました。消費税引き上げには、家計への負担の増加が懸念されますが、今後における社会保障のより一層の充実、向上と安定化を期待するものであります。

さて、本村では昨年10月に住民サービスのより一層の向上を目指した機構改革を実施したところであります。今回の機構改革において主な見直し内容といたしましては、前住民課を住民生活課と保健福祉課に二分した点、教育委員会における前管理課と前生涯学習課とが教育課として統合した点となります。また、企画財政課と産業振興課における課の名称変更や各係の仕事の分担内容についての一部変更等も実施し、各課の連携強化に努めるとともに村民の皆様のご理解とご協力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。次第であります。

昨年の酪農畜産に関しては、一番草では、収量、品質ともにまずまず満足いく収穫がなされたところで

ありますが、二番草においては天候不良もあり収穫状況に影響が見られました。デントコーンについても、台風による倒伏被害が一部見受けられたものの、全体的には一定量の収穫があったと伺っております。

また、生乳生産においては一昨年から引き続き異常気象、記録的残暑による分娩時期のずれ込み等が影響し、乳量の減少が懸念されるなど、厳しい酪農情勢にあるものと考えております。

一方、平成25年度の村の主な事業については、鶴居小学校校舎改築事業をはじめとし、下雪裡コミュニティセンター外構工事、不燃ごみ分別作業所建設事業、汚泥等保管貯留槽建設工事、つるい中央地区道営草地整備事業、林道中雪裡南1号線開設工事、鶴居運動広場三十周年記念イベント事業、草地改良促進事業、野生鳥獣被害防止総合対策事業、支雪裡原野線舗装補修工事、茂幌呂1号線改修工事、村民ふれあいセンター屋根等補修工事のほか、防災用備蓄倉庫設置工事などに取り組みました。

さて、昨年の国内の明るい話題といたしまして、2020年夏季オリンピックの開催都市が東京都に決定しました。今後、スポーツにおける注目が高まると同時に、開催国となるわが国における経済効果が大いに期待されているところであります。村内の明るい話題では、昨年11月に開催された「第9回オールジャパ

ンナチュラルチーズコンテスト」において、鶴居村酪楽館が製造するナチュラルチーズ「鶴居」シルバールベルがハード部門において金賞を受賞し、4大会連続受賞の快挙を成し遂げました。改めて、原料である鶴居産生乳の品質と製造技術の高さが全国に証明されたものと思います。また、次世代を担う子どもたちの活躍として、村内の小中学生が陸上競技やスピードスケート等、様々な種目において全道大会、全国大会に出場するといった輝かしい成績を収めた一年となりました。

本年は日本ハムファイターズによる北海道179市町村応援大使として、大谷翔平選手と中村勝投手が決定いたしました。これからの活躍が期待される若い2人のお力添えを頂き、さらなる村の発展に私自身も尽力していく所存であります。

また、先日竣工を迎えた鶴居小学校新校舎では、開校100周年を契機として、将来を担う子どもたちのさらなる教育環境の充実等へとつながる新たな出発となります。

本年も村民の皆さんや地域、関係団体の英知と行動力を結集することによって私が掲げる「笑顔と活気溢れる協働の美しい村づくり」が推進できるものと確信しておりますので、今後とも深いご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びになりますが、新しい年が村民の皆様にとって、夢と希望に満ちた幸せな年でありますよう心からご祈念申し上げます。年頭の挨拶といたします。

新年のごあいさつ

鶴居村議会議長

松井 宏志



あけましておめでとうございます。
希望に満ちた新春をご家族お揃いで迎えられましたことを、謹んでお慶び申し上げます。

村民の皆様には、日頃から村議会に対しまして深いご理解と絶大なるご声援を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、アベノミクス効果で景気が上向きになると期待されましたが、

地方まではなかなか届かないのが実感であり今後に期待するものであります。また、2020年7月に東京オリンピック開催が決定しました。

日本としては夏季大会が2回目となり、6年後ではありますがこれから

スポーツに対する視線が熱くなることが予想され、これに連動して地方にも観光など経済効果が大きいに期待されます。

昨年、国はTPPに参加し、交渉に入りましたが、交渉の内容は公表されずどのように進んでいるのかわかりません。この協定は関税が例外なく原則撤廃され、輸出国複数の参加など本村に計り知れない影響を与えるとともに北海道経済・地域社会に壊滅的な打撃をもたらすことになり、議会としても今後の流れに対し注視していかなければなりません。

そして、昨年8月以降の天候不順や9月の台風18号の影響により牧草、飼料用トモロコシが質、量ともに大きな被害を受け、粗飼料の栄養不足、生乳生産の停滞、更には一昨年の異常気象による乳牛への影響が今になって現れ、乳量の減少が懸念され、酪農家にとっては、一段と厳しい営農環境に置かれ、生産意欲の低下が心配されます。

更には、原発の停止により電気料金の上上げや、今年4月からは消費税8パーセントとなり主幹産業である酪農経営はもとより商工業などにも厳しさが増すこととなります。

議会としても、国に対し、我が国の農業・農村は、過疎化や高齢化により後継者不足、離農により深刻な状況にあり、このような現状を打開するため、食料自給率の向上や食の安全・安心の確保などの農業の体質強化の総合的な施策を求めます。今年の干支は「午（うま）」でありまして、午の年というのは躍進する年であります。すばらしい年が開かれ、夫々の才が開かれますようお願いものです。

昨年は、鶴居小学校が完成し、今年早々に生徒たちが待ち焦がれていた新校舎での授業がはじまり、開校100周年という節目にふさわしい新たな出発となります。

これまで守り、築き上げてきた鶴居村を後世まで引き継いでいくため、議員一人ひとりが切磋琢磨し、住民皆様の声が、村政に反映されるよう、役場職員ともども英知を結集し鶴居村の将来像を築き上げて参る所存であります。

村民各位のご鞭撻とご協力をお願い申し上げますとともに、併せてご家族皆様の無病息災、ご多幸をお祈りし、年頭のご挨拶と致します。

謹賀新年

村長

大石 正行

副村長

山田 秀明

会計管理者
総務課長

中尾 義行

企画財政課長

中尾 義則

住民生活課長

岡田 栄

保健福祉課長

高松 一哉

産業振興課長
農業委員会事務局長

伊藤 彰夫

建設課長

斉藤 喜明

診療所長

瀬川 敏明

教育長

國安 修一

管理課長

吉田 博

議会議務局長

田中 春樹

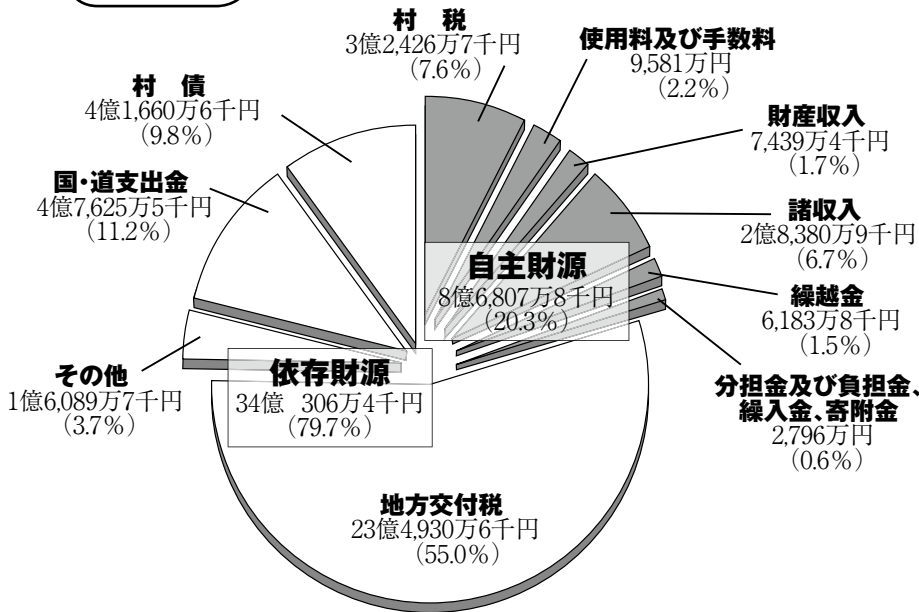
ほか 職員一同

決算報告

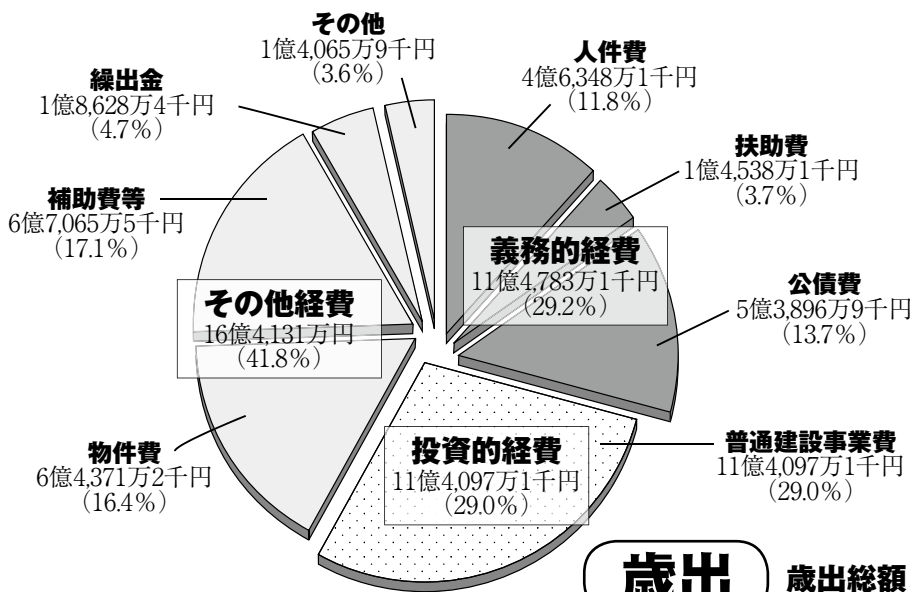
平成24年度の各会計決算は、去る10月23日開催の議会決算特別委員会の審議を経て、12月18日開催の第四回鶴居村議会定例会で認定されました。
一般会計を中心に決算の内容をお知らせします。

歳入

歳入総額 **42億7,114万2千円**



一般会計



歳出

歳出総額 **39億3,011万2千円**

【解説】

一般会計

村民の皆さんの生活に最も関わりの深いのが一般会計です。

平成24年度一般会計の決算では、歳入が42億7,114万2千円で、歳出が39億3,011万2千円であり、差し引きの3億4,103万円が平成25年度に繰り越されました。（鶴居小学校校舎改築工事費等の繰越明許費を含む。）

前年比較では、歳入で3、504万円（0・8%）の増でしたが、歳出では2億4、415万2千円（5・8%）の減となり、普通建設事業費と補助費等の減少が主な要因となっています。

歳入

村民の皆さんが納める村税（村民税・固定資産税・軽自動車税・入湯税など）は3億2、426万7千円を収入し、前年対比で1・6%の減となりました。また、村税をはじめとする使用料及び手数料や財産収入、繰入金などといった村が独自に収入するお金（自主財源）は、歳入全体の20・3%を占める結果となりました。

一方、国から交付される地方交付税は23億4、930万6千円（前年対比14・6%増）、国・道からの補助金等が4億7、625万5千円（前年対比3・0%減）、村債が4億1、660万6千円（前年対比15・3%減）となり、これら依存財源の占める割合は、歳入全体の79・7%となりました。なお、村の自主財源である村税では現年度課税分で99・1%の徴収率を確保しました。

村の基金等(貯金)の状況 (平成24年度末現在)	
村では、新たな財政需要への対応や特定の事業目的のために基金等を設置しています。現在、一般会計に12基金、特別会計には2基金を設置しており、また、災害などの予期せぬ支出に備え、北海道市町村備荒資金組合にも積み立てをしています。	
[一般会計分]	
財政調整基金	5億9,087万円
減債基金	3億8,963万3千円
その他特定目的基金	16億810万8千円
土地開発基金	3,608万2千円
北海道市町村備荒資金組合積立金	39億950万8千円
計	65億3,420万1千円 (前年比較 9,559万8千円増)
[特別会計分]	
水道事業財政調整基金	225万4千円
介護保険準備基金	870万4千円
計	1,095万8千円 (前年比較 8千円増)
合 計	65億4,515万9千円
村の借金(村債)の状況 (平成24年度末現在)	
村債は、道路や施設整備等を実施する際に、北海道知事の同意(許可)を得て政府資金などの借入を行い財源とするもので、未償還額(元金)の現在高は次のとおりです。	
一般会計	45億7,504万9千円
農業集落排水事業特別会計	3億2,300万6千円
計	48億9,805万5千円 (前年比較 9,887万5千円減)
経常収支比率の状況 (平成24年度決算)	
経常収支比率とは、人件費や施設の維持費、事務事業に係る物件費など毎年経常的に必要とされる経費が、村税や普通交付税など毎年経常的に収入されるお金に占める割合です。財政構造の弾力性を表わし、比率が低いほど臨時的財政需要に対して余裕があることになります。	
経常収支比率 69.6%(前年対比 3.8%下降)	

(単位:万円)

特別会計の決算			
会 計 名	歳 入	歳 出	差引余剰金
水 道	3,402.0	3,179.7	222.3
農業集落排水事業	8,189.4	8,083.6	105.8
国民健康保険	3億7,401.6	3億5,185.2	2,216.4
診療所	8,044.0	8,044.0	0
介護保険	2億2,776.8	2億1,451.7	1,325.1
後期高齢者医療	2,785.9	2,759.9	26.0
計	8億2,599.7	7億8,704.1	3,895.6

一般会計を除いた特別会計は、全部で6つの会計数(水道・農業集落排水事業・国民健康保険・診療所・介護保険・後期高齢者医療)となっており、上記の表による決算内容となっています。

総額は、歳入が8億2,599万7千円、歳出が7億8,704万1千円であり、差し引き3,895万6千円が余剰金として平成25年度に繰越されています。

特別会計

一般会計を除いた特別会計は、全部で6つの会計数(水道・農業集落排水事業・国民健康保険・診療所・介護保険・後期高齢者医療)となっており、上記の表による決算内容となっています。

歳出の決算額は、39億3,011万2千円で前年比較では2億4,415万2千円の減額となり、性質別の決算では、道路や施設整備等に要した普通建設事業費が11億4,097万1千円と歳出全体の29・0%を占めています。

義務的経費では、職員給与等の人件費で4億6,348万1千円、扶助費で1億4,538万1千円、村債償還のための公債費で5億3,896万9千円の決算となり、歳出全体の29・2%を占めています。

主な事業の内容は上記の表のとおりですが、総務費では情報通信基盤運用支援事業費や生活バス路線維持費補助金、民生費では下雪裡コミュニティセンター改築事業費や児童手当、医療費給付等の福祉サービス経費、衛生費では予防接種助成費やゴミの収集・処分経費、農林産業費ではシカ等の被害防止対策経費や林道開設工事費、商工費では起業化支援事業補助金や鶴居運動広場の指定管理費用、土木費では村道整備や住宅の建築費、教育費では鶴居小学校の校舍改築・給食施設の建設事業費、ふるさと情報館の管理運営費などといった決算の内容となっています。

歳出

歳出の主な内容 (目的別)		
[議会費]	5,365万9千円	1.4%
[総務費]	5億3,450万8千円	13.6%
「日本で最も美しい村」連合活動推進事業 地域エネルギー利活用調査研究費、広報誌発行事業 つるい婚活サポート事業、村有林造林事業 情報通信基盤運用支援事業、I P告知端末設置費 生活バス路線運行補助金、錠者元村長村葬執行経費 外国人住民登録システム導入費、村長選挙執行経費		
[民生費・衛生費]	5億9,592万7千円	15.1%
下雪裡コミュニティセンター改築事業 児童手当、乳幼児・児童生徒医療給付費 第3子以降出産・就学祝金、子育て支援対策助成金 下幌呂地区学童保育支援事業、鶴居・幌呂保育園運営費 敬老年金・長寿功労金、老人温泉無料入浴券 介護用品支給助成費、デイサービスセンター運営費 予防接種助成費、健康診査・がん検診事業 妊婦健康診査助成費、鶴居歯科診療所医療機器購入費 合併処理浄化槽設置補助金、ごみ収集・処分経費		
[農林産業費・商工費]	5億215万3千円	12.8%
乳質改善奨励事業補助金、中山間地域等直接支払交付金 シカ等被害防止対策費、林道中雪裡南1号線開設工事費 農畜産物加工施設「酪楽館」運営費、鶴居牧野運営費 どさんこ牧場・鶴居運動広場指定管理費 外国語観光看板設置費、湿原景勝地公衆トイレ整備費 起業化支援事業補助金、プレミアム商品券発行補助金		
[土木費]	4億2,053万4千円	10.7%
鶴居市街8条通改良舗装工事、道路照明改修工事 宮島橋改修工事、鶴居市街遊歩道整備工事 鶴居市街公営住宅・村有住宅新築工事、除雪作業費		
[消防費]	1億5,916万4千円	4.1%
釧路北部消防事務組合負担金、防災用備蓄品購入費		
[教育費]	6億7,118万7千円	17.1%
鶴居小学校校舎改築・給食施設建設事業 鶴居中学校給食配送車購入費、スクールバス運行費 地産地消ふさと学校給食事業、教育資金利子補給事業 タンチョウ給餌経費、駅伝競走開催経費、寿大学運営費 学校支援地域本部事業、スポーツ振興助成金 ふさと情報館管理運営費、パークゴルフ場指定管理費		
[給与費]	4億4,812万9千円	11.4%
[公債費]	5億3,896万8千円	13.7%
[諸支出金](土地取得費)	588万3千円	0.1%

4月1日から村公共料金の一部を改定します

村内の公共施設や観光施設などの一部について、使用料を平成26年4月1日から改定します。

改定にあたっては、福祉・教育関連の社会保障分野と住民生活への影響に配慮し、消費税率の引上げによって税負担の適正な転嫁が必要となる項目、また、施設等の運営費や利用状況を総合的に判断して基本料金の見直しが必要な項目について料金を改定することとしました。

改定後の料金は各表のとおりです。今回は、昨年12月開催の定例村議会において議決された15項目の公共料金の改定内容についてお知らせします。

なお、見直しの結果、料金を改定しない施設などについては従来の料金となります。詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

○ふれあい農園使用料

産業振興課 ☎64-2114

区 分	単 位	数 量	改定前	改定後
貸出農園	村民	1区画100㎡	4,000円	4,000円
	村民以外		8,000円	

※村外利用者の料金引下げ

○農畜産物加工施設「酪楽館」使用料

産業振興課 ☎64-2114

区 分	単 位	数 量	改定前	改定後
チーズ・バター	夏期 冬期	1人 1回	500円	500円
			1,200円	
アイスクリーム	夏期 冬期	1人 1回	300円	300円
			400円	
ソーセージ	夏期 冬期	1人 1回	300円	300円
			700円	
ハム	夏期 冬期	1人 1回	400円	400円
			1,000円	
各種燻製	夏期 冬期	1人 1回	400円	400円
			800円	
缶詰	夏期 冬期	1人 1回	300円	300円
			400円	
パン	夏期 冬期	1人 1回	400円	400円
			800円	
乳製品・肉製品製造室	夏期 冬期	1室	1,000円	1,000円
				2,000円
チーズ・バター	夏期 冬期	1人 1回	750円	750円
			1,800円	
アイスクリーム	夏期 冬期	1人 1回	450円	450円
			600円	
ソーセージ	夏期 冬期	1人 1回	450円	450円
			1,050円	
ハム	夏期 冬期	1人 1回	600円	600円
			1,500円	
各種燻製	夏期 冬期	1人 1回	600円	600円
			1,200円	
缶詰	夏期 冬期	1人 1回	450円	450円
			600円	
パン	夏期 冬期	1人 1回	600円	600円
			1,200円	
乳製品・肉製品製造室	夏期 冬期	1室	1,000円	1,000円
				2,000円

※各項目における冬期料金の引下げと乳・肉製品製造室使用料の冬期料金の設定

○村民の森使用料

産業振興課 ☎64-2114

区 分	単 位	数 量	改定前	改定後
オートサイトA (電源・野外炉)	1区画	1泊	3,000円	改定なし
オートサイトB (野外炉)			2,500円	2,000円
オートサイトC (電源・野外炉)			4,000円	3,000円 (オートサイトAに統合)
フリーサイトA	1張	1泊	1,000円	改定なし
フリーサイトB			600円	500円

※キャンプ料金の引下げ

○鶴居運動広場使用料

産業振興課 ☎64-2114

区 分	単 位	数 量	改定前	改定後
貸しテニスラケット	1本	1時間	250円	200円
パットゴルフ	1人1ラウンド	18ホール	500円	200円

※遊具料金の引下げ

○ファームインつるい使用料

産業振興課 ☎64-2114

区 分	単 位	数 量	改定前	改定後
宿泊料	1人	1泊	3,000円	3,500円
	2人		5,000円	6,000円
	3人		7,000円	8,000円
	4人		9,000円	10,000円
	5人		10,000円	11,000円
	6人以上	1人1泊	加算 1,000円	改定なし

※宿泊料金の引上げ

○鶴居どさんこ牧場使用料
産業振興課 ☎64-2114

区 分			単 位	数 量	改定前		改定後	
引き馬		一般料金	1 人	5 分	1,000 円		1,100 円	
角馬場室内含む				45 分	4,000 円		4,500 円	
トレッキング(半日コース)				120 分	8,000 円		9,000 円	
トレッキング(1日コース)				約5時間	15,000 円		17,000 円	
引き馬		会員料金	1 人	5 分	600 円		700 円	
角馬場室内含む				45 分	3,000 円		3,500 円	
トレッキング(半日コース)				120 分	6,000 円		7,000 円	
トレッキング(1日コース)				約5時間	10,000 円		11,000 円	
引き馬		村民料金	1 人	5 分	200 円		改定なし	
角馬場室内含む				45 分	1,000 円		1,100 円	
トレッキング(半日コース)				120 分	2,000 円		2,300 円	
トレッキング(1日コース)				約5時間	3,400 円		3,600 円	
宿泊料 朝・夕食は別途料金冬期間は500円加算 (11/1～4/30)		一般料金	1 人	1 泊	5,500 円		6,000 円	
			2 人		10,000 円		11,000 円	
			3 人		13,500 円		15,000 円	
			4 人		16,000 円		18,000 円	
宿泊料 朝・夕食は別途料金冬期間は500円加算 (11/1～4/30)		会員料金	1 人	1 泊	4,000 円		5,000 円	
			2 人		6,800 円		9,000 円	
			3 人		9,000 円		12,000 円	
			4 人		10,000 円		14,000 円	
どさんこファンクラブ ※団体会員については、1団体10名を限度		一般会員	本人	年間	10,000 円		11,000 円	
			家族		1人につき	加算	2,500 円	5,000 円
		団体会員	5～10名		1団体	15,000 円		25,000 円
			6～10名		1人につき	加算	2,500 円	4,000 円
			11名以上		一律	30,000 円		削除
		法人会員	16名以上		1団体	30,000 円		削除

※乗馬体験、宿泊料の引上げ
※トレッキング・宿泊料については人数により料金が変わりますので、詳細はお問い合わせください。

○道路占用料
建設課 ☎64-2115

区 分	改定前	改定後
道路占用物件 (電柱、埋設物、標識等)	消費税の非課税対象を除く占用物件については、100分の105を乗じて得た額を加算する。 ※課税対象：占用期間が1ヵ月未満の物件	消費税の非課税対象を除く占用物件については、100分の108を乗じて得た額を加算する。 ※課税対象：占用期間が1ヵ月未満の物件

※占用1ヵ月以上に係る税率転嫁

○河川使用料
建設課 ☎64-2115

区 分	改定前	改定後
普通河川占用 等行為 (流水、土地、土石採取等)	消費税の非課税対象を除く占用物件については、100分の105を乗じて得た額を加算する。 ※課税対象：占用期間が1ヵ月未満の物件	消費税の非課税対象を除く占用等行為については、100分の108を乗じて得た額を加算する。 ※課税対象：占用期間が1ヵ月未満の物件

※占用1ヵ月以上に係る税率転嫁

○村営野球場使用料
教育課 ☎64-2050

区 分	改 定 前			改 定 後			
	単位	数量	料金	区 分	単位	数量	料金
1日	使用者	1日	15,360円	中学生以下	使用者	1日	無料
				高校生			3,940円
				大学生・協会加盟団体			5,260円
				一般			15,790円
1時間		1時間	2,040円	中学生以下		1時間	無料
				高校生以上			2,090円
野球協会加入の村内チーム	1チーム	年間	6,000円	削除			
合宿研修所と併せて使用する場合	設定なし			中学生以下	1人	1回	無料
				高校生以上			100円

※村民無料化、村外料金の見直し

○合宿研修所使用料
教育課 ☎64-2050

区 分	単位	数量	改定前		改定後
				料金	
小学生・中学生並びにその引率者	1人	1泊	夏期	200円	改定なし
			冬期	500円	510円
		日帰り		100円	改定なし
大学生以下並びにその引率者	1人	1泊	夏期	300円	改定なし
			冬期	600円	610円
		日帰り		100円	改定なし
一般	1人	1泊	夏期	500円	510円
			冬期	800円	820円
		日帰り		100円	改定なし

※税率転嫁による引上げ

○村民ふれあいセンター使用料
教育課 ☎64-2050

区 分	改定前			改定後				
	単位	数量	料金	区 分	単位	数量	料金	
合宿研修所と併せて使用する場合	1人	月額	500円	中学生以下 4時間まで	使用者	1日	夏期	1,020円
				4時間を超え 8時間まで			冬期	1,540円
				8時間を超える			夏期	2,050円
				高校生・大学生 4時間まで			冬期	3,080円
				4時間を超え 8時間まで			夏期	2,570円
				8時間を超える			冬期	4,110円
				一般			夏期	2,050円
				4時間まで			冬期	2,570円
				4時間を超え 8時間まで			夏期	3,080円
				8時間を超える			冬期	4,110円
				中学生以下			夏期	4,110円
				高校生以上			冬期	5,650円
合宿研修所と併せて使用する場合	1人	1回		中学生以下	1人	1回	無 料	
				高校生以上			夏期	100円
							冬期	160円

※村民無料化、村外料金の引上げ

○多目的運動(サッカー場)広場使用料
教育課 ☎64-2050

区 分	改定前			改定後			
	単位	数量	料金	区 分	単位	数量	料金
1日	使用者	1日	8,660円	中学生以下	使用者	1日	無料
				高校生			2,220円
				大学生・協会加盟団体 一般			2,960円
1時間		1時間	1,150円	中学生以下		1時間	無料
合宿研修所と併せて使用する場合	設定なし			高校生以上	1人	1回	1,180円
				中学生以下			無料
				高校生以上			100円

※村民無料化、村外料金の見直し

○パークゴルフ場使用料
教育課 ☎64-2050

区 分	単位	数 量	改定前	改定後
1日券	一般	1日	400円	410円
	村民		100円	改定なし
シーズン券	一般	1シーズン	設定なし	6,000円
	村民		3,000円	3,500円
用具使用料(クラブ等)	一般	1日	設定なし	200円
	村民		設定なし	200円

※税率転嫁とシーズン券の引上げ

○ファミリースポーツセンター使用料
教育課 ☎64-2050

区分	改定前			改定後			
	単位	数量	料金	区分	単位	数量	料金
			無料	村民の使用は無料			
合宿研修所と併せて使用する場合		設定なし		高校生以上	1人	1回	100円

※合宿研修所併用の場合の料金の設定

○鶴居村立診療所文書料
村立診療所 ☎64-2122

区 分		数量	改定前	改定後
一般診断料	普通診断書、死産証明書、妊娠証明書、特定疾患申請診断書、諸証明書	1通	2,100円	2,160円
	死亡診断書、障害者手帳交付診断書		4,200円	4,320円
特別診断料	裁判用診断書、生命保険用診断書及び明細書等、自動車損害賠償責任保険用診断書及び明細書等、障害者年金用診断書、その他複雑な診断書等の文書		5,250円	5,400円
主治医意見書等	在宅新規申請書		5,250円	5,400円
	在宅継続申請書		4,200円	4,320円

※税率転嫁による引上げ

○鶴居村立診療所診断料
村立診療所 ☎64-2122

区 分		数量	改定前	改定後
死体検案		1件	10,500円	10,800円
健康診断	1. 身体計測及び尿検査を含む健康診断		3,150円	3,240円
	2. 上記に加え、胸部レントゲン、心電図、血液検査を含む雇入時健康診断及びこれに準ずるもの		7,350円	7,560円
	3. 上記1及び2に加え、特殊な健康診断		診療報酬相当額を加算	改定なし

※税率転嫁による引上げ

あなたの一票でつるいのゆるキャラが決まる!

鶴居村マスコットキャラクター 村民総選挙

平成25年11月1日～30日の期間、村を代表するマスコットキャラクターのデザイン&名前を公募しました。村内はもとより全国各地から262作品の応募があり、1次選考、2次選考を経て、ここに紹介する5作品を厳選いたしました。村のキャラクターとなる最優秀賞1点を、村民のみなさんと一緒に決定したいと思います。つきましては、投票形式でみなさんの参加をお願いいたします。投票はIP告知端末機よりお待ちしております。

村民として愛される、あなたの押しメン!?をこの中から選んで投票しよう!

①ちずたん



作者より
憧れの、美しいタンチョウのような模様が体に浮かび上がってきた妖精。美味しいチーズを食べていると、その体はクリーミーなチーズ色に…。チーズとタンチョウを合わせて「ちずたん」。

②つるべえさん



作者より
村の象徴「タンチョウ」と盛んな酪農業で活躍する「乳牛」を合体させました。名前は「ツル」と「べこ」に由来。ふだんは牛耳付きの麦わら帽子をかぶっていますが、頭は赤いです。

③つるぼー



作者より
鶴居から見渡せる湿原に、群生するヤチボウズのような形の鶴です。彼らの尻尾はコスモスになっている設定です。

④ツルスタイン



作者より
ホルスタインが怪我をしたタンチョウを助けてあげました。2人は結婚し、生まれたのが「ツルスタイン」。父譲りの力で牧草ロールを転がし、母譲りの翼で広い牧場をひとつ飛び。

⑤つるたん



作者より
丹頂鶴をモチーフに幅広く親しみを持っていただけるよう愛らしく描きました。村の花「コスモス」の髪飾り、かばんには特産品のチーズ、服には地形を配し村の位置を表しています。

1/8(水)から17(金)まで受付

投票方法は
IP告知端末機から!!

※自宅からカンタンに投票できます。
※1世帯一票となります。
※投票で決まった最優秀賞の発表は2月9日(日)のタンチョウフェスティバルにて行ないます。

みなさんの一票を
お待ちしております!

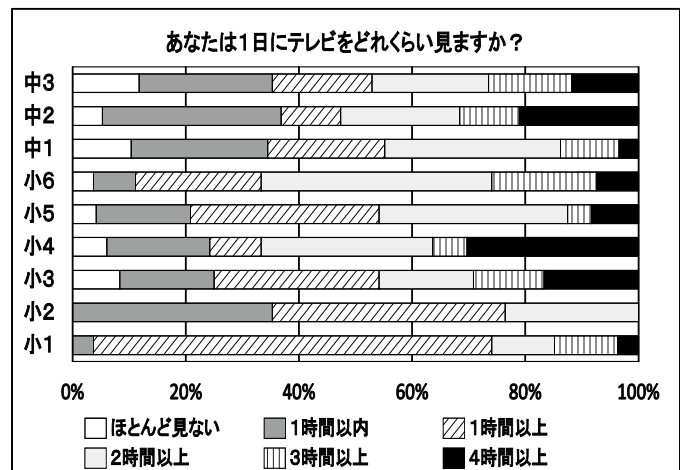
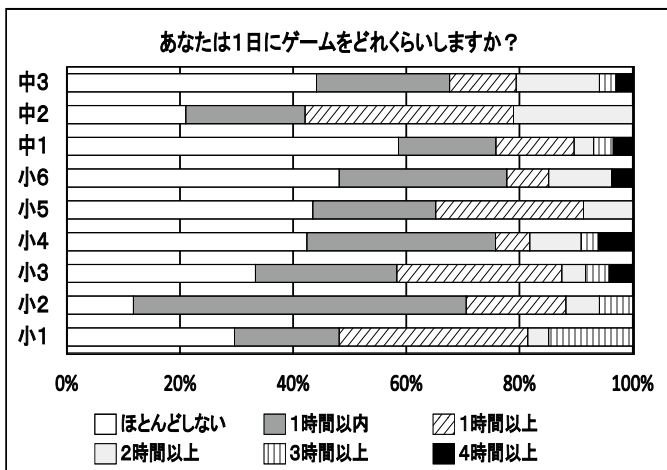
お問い合わせ

役場産業振興課商工観光係
☎64-2114 (担当/小原)

「鶴居の教育」から「教育の『鶴居』」へ

鶴居村生徒指導研究協議会が村内の全児童・生徒を対象に実施した「生活実態アンケート」の結果と考察も今月で3回目となりました。今回は子ども達のインターネットの使用状況とテレビ視聴やゲームの時間など、子ども達を取り巻く生活環境の変化に視点を当てて実態をお伝えします。アンケートから読み取れる生活実態をご理解いただき、鶴居村の未来を担う子ども達が健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域が一体となり、「目をかけ、声をかけあう」そんな『村づくり』をめざしていきましょう。

(文責 鶴居村生徒指導研究協議会会長 下幌呂小学校長 荻原崇弘)



【傾向】

○テレビの視聴時間は、小学四年生と六年生で二時間以上が半数を超えているが、七年前の調査と比較して中学生の長時間視聴の割合は減っており、概ね一〜二時間の視聴となった。

○小学生は学年が上がるにつれてゲームをする割合が増えている。四時間以上ゲームをする児童・生徒の存在が気になるところである。

○中学一年生はゲームをしない生徒が半数を超えており、七年前と比べてゲームをしない生徒の割合が増えている。

【考察と改善への手立て】

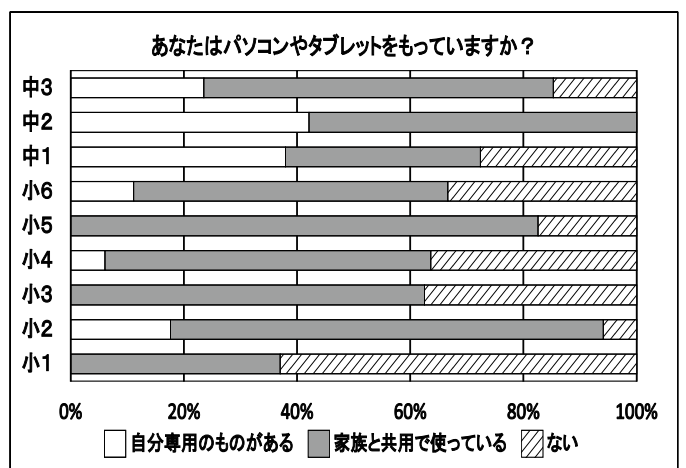
○テレビを見ない、ゲームをしないという子どもが増えているが、その時間を何に使っているかが重要である。家庭学習時間の増加が要因の一つと考えられるが、パソコンやタブレット等の利用時間の増加も要因として考えられる。各家庭における子どもの実態に応じた適切な指導が必要である。

○テレビの視聴に関しては、家庭での過ごし方や約束事が徹底されつつある結果と思われるが、家族が一緒にテレビを見る機会が減り、子どもが自分の部屋で過ごす時間が増えていることも考えられる。

○ゲーム機の普及が確実に進んでいる中で、中学生の結果は、家庭での約束を踏まえて生活している生徒の実態につながると考えられる。

○一日に四時間以上ゲームを行っている子どもについては、家庭と学校が連携して生活リズムについての指導を加える必要がある。

【傾向】



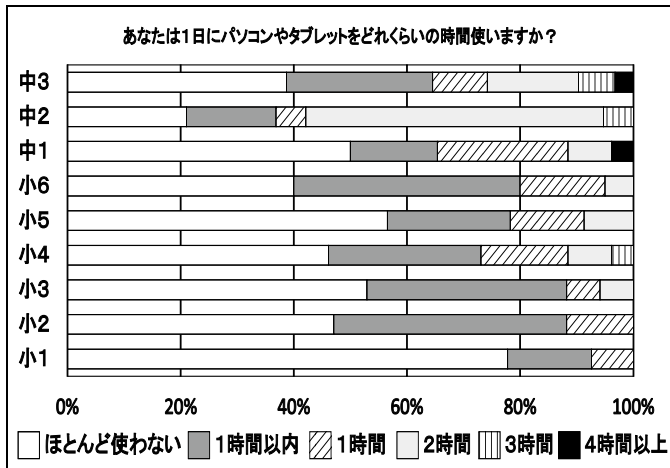
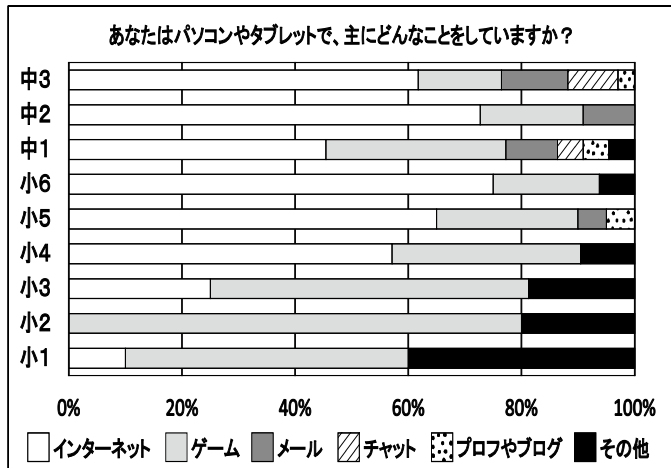
○パソコン所有の割合は「自分専用」と「家族共用」を合わせて平均すると七割を超えており、学年によっては九割を超える普及率である。

○七年前の調査と比較して、「自分専用」のパソコンやタブレットを所有する割合は非常に増えている。

【考察と改善への手立て】

○中学生になるとパソコン等の所持率が急に上がる。様々なことに興味を持つ時期であり、有害サイトへのアクセス等が心配される。学校と家庭が連携して、情報教育を継続的に行っていく必要がある。

○インターネットを利用する際の危険性については各家庭の十分な理解が欠かせない。家庭での厳しい約束事の徹底も必要と考える。



【傾向】

○パソコン等の利用は学年が上がるにつれ使用時間が長くなっている。どの学年も一時間程度の使用が多いが、中学生になると二時間以上の使用が増え、特に二年生では六割を超える生徒が一日に二時間以上利用している。

○利用状況では、趣味や動画を見るためにインターネットを使用することが多い。また、パソコン等を利用する小学一年生から三年生の約半数の児童はゲームを行っている。

○メールを使用すると答えた児童・生徒は小学生では極少数であるが、中学生になるとやや増えている。メールの相手は、「学校以外の人」「会ったことのない人」が半数以上となっている。

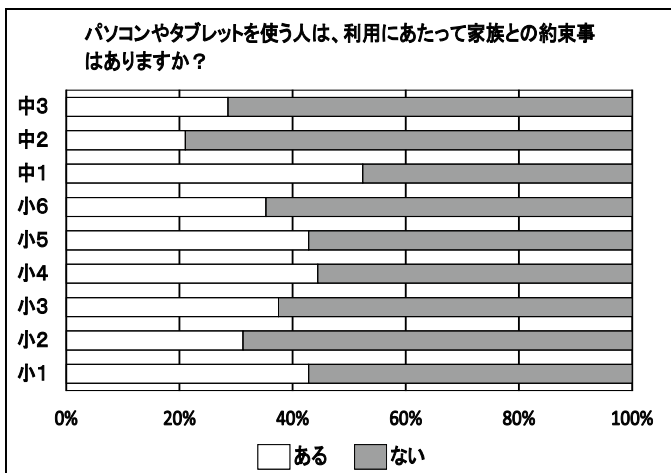
○インターネットの利用状況は七年前の調査と同様に高い数値を示したが、子ども達が視聴するページはスポーツ等から各種動画ページへと内容が変化している。

◆子ども達がインターネットでよく見るページは次の通りであった。

- 「小学生」
- ①動画サイト
 - ②ゲームの攻略
 - ③キャンプ用品
- 「中学生」
- ①趣味
 - ②漫画
 - ③動画サイト
 - ④歌詞
 - ⑤ニュース

【考察と改善への手立て】

○インターネット動画の中には「おもしろ動画」と題してはいるが、子ども達にとって不適切な内容も多く、学校での情報教育だけでなく、家庭でもフィルタリング等の手立てを取ることが必要である。



○インターネットについては保護者が子ども達の利用範囲を把握していることが重要である。また「学校以外の人」や「会ったことがない人」とメールやチャットをしている子どももおり、どんな相手とどんなやり取りをしているのかを保護者が把握することも事故を未然に防ぐために必要なことである。

○調査結果からパソコンでメールをするのではなく、携帯電話で行う割合が増えていることが伺える。携帯電話はパソコンより気軽にメールができるので使用上の注意や危険性を指導する必要がある。

○インターネットの危険性については学校でも指導強化をしていくが、家庭でも一定のルールを設ける等、約束事の徹底が子ども達をトラブルから守るために不可欠である。

【傾向】

○利用に当たっての約束事の有無は「ない」がどの学年でも約六割となっており、いつ問題が発生してもおかしくない危険な状態である。

◆約束が「ある」と答えた家庭での約束の内容は、次の通りである。

- 「小学生」
- ・使用時間の制限
 - ・使う時は必ず親の許可を取る
 - ・動画は親と一緒に見る
 - ・子どもだけで使わない
 - ・勝手に設定しない
- 「中学生」
- ・使用時間の制限
 - ・自分の部屋に持っていない
 - ・勝手に会員登録をしない
 - ・ダウンロードしない
 - ・チャットの禁止
 - ・有料なものはいらない

【考察と改善への手立て】

○「親の見えない場所、特に子ども部屋にパソコンを置くことは、我が子をあらゆる危険と向かい合わせる」と同じである」と言われている。

○鶴居村の子ども達の約六割が家庭での約束事なしに、自由にパソコンやタブレットを使用している事実は子どもを信用していることの現れともとらえられるが、極めて危険な状態であると言える。

○子ども達の心と体への影響を考え、家庭としての約束事の徹底と、子ども達への目配りを欠かさないことが大切である。

○あらゆる機会を活用して、家庭におけるパソコンやインターネット使用時の約束事の必要性を啓発していく必要がある。

鶴居村ふるさと給食出前授業

11月15日、鶴居小学校の3年生を対象として、鶴居村ふるさと給食出前授業が行われました。この取組は酪農生産者による酪農業の出前授業で、「ふるさと給食」と併せて、子どもたちに乳の大切さ、乳文化を学んでもらうことを目的としています。

当日は、JAくしろ丹頂青年部の藤原 雅敏氏と佐藤 幸一氏を講師として招き、「牧場のしごと」、「牛乳のできるまで」、「牛のからだ」等についての説明と搾乳体験の授業が行われました。児童たちは、見たことのない牛の種類や今まで知らなかった酪農に関する話を聞き、驚いたり、手を挙げて質問したりするなどして、積極的に授業に参加していました。

また、授業後の給食時には「根釧牛乳」が振る舞われ、児童たちはみなおいしそうに飲んでいました。



平成25年度 ふれあい昼食会

11月19日、村社会福祉協議会による「平成25年度ふれあい昼食会」が総合センターにて開催されました。この会は、村内で一人暮らしをしているお年寄りの方々のふれあい交流を目的として行われました。

当日は、午前中に「スカットボール」と「輪投げ」の2つのゲームが企画され、からだを動かしながらかんたんに楽しむことができた内容となっていました。また、昼食には、鶴居まちづくりの会 緑の風コロコニによる手作りのお弁当が振る舞われました。

午後には、読み聞かせとピアノの演奏による「泣いた赤おに」（音読：浅川洋子さん ピアノ演奏：佐々木純子さん）、事務局員らによる踊り「ソーラン節」、鈴木しづさんによる「南部蜚しぐれ」が披露され、参加者たちはおおいに楽しんでいました。



鶴居村交通安全村民大会

11月22日、総合センターで鶴居村・鶴居村交通安全運動推進協議会の主催による、鶴居村交通安全村民大会が開催されました。この大会は悲惨な交通事故の撲滅を目指し、明るく安心して暮らせるむらづくりを目的として、毎年開催されています。

当日は、交通事故犠牲者に黙祷を捧げた後、釧路方面釧路警察署交通第一課 松本 武則氏による「交通事故の発生状況と防止方策について」の講演が行われました。講演では、管内の事故状況や交通事故被害に遭わないための心構えなどが話され、参加者たちは交通安全意識をより一層高めたようでした。

また、最後には参加者代表により交通安全宣言が行われ、会場全体が交通安全運動推進に向けた気持ちを新たにしていました。



講師の松本 武則氏



参加者代表による安全宣言

チームジャンプ選手権大会

12月1日、村内小学生のスポーツ振興と親睦を深めるため、毎年恒例の「鶴居村小学生チームジャンプ選手権大会」が鶴居小学校仮設校舎体育館において開催され、4人の部に16チーム、8人の部に7チームの計23チームが出場しました。

どのチームも日頃の練習の成果を十分に発揮した結果、4人の部では、「キューピーマヨネーズ」(幌呂小)が合計数1173回を記録、8人の部では「なわとびピョンスケくん」(鶴居小)が合計数173回を記録し、見事優勝に輝きました。



4人の部		
優勝	キューピーマヨネーズ(幌呂小)	1173回
準優勝	怪盗ブラック5(鶴居小)	518回
第3位	激おこスティックファイナリアリティ ブンブンドリーム(幌呂小)	466回
特別賞 (最高記録)	キューピーマヨネーズ(幌呂小)	476回
8人の部		
優勝	なわとびピョンスケくん(鶴居小)	173回
準優勝	ハムカツサンド(下幌呂小)	122回
第3位	キューピー3分クッキング(幌呂小)	107回
特別賞 (最高記録)	ハムカツサンド(下幌呂小)	109回



かあさんDAY『鶴ロックコンサート』

12月6日、JAくしろ丹頂女性部鶴居支部が主催し、今年で第26回目を迎えた「かあさんDAY」が総合センターにおいて開催されました。この取り組みは、農作業と家事・子育ての両立で毎日大変な母親たちに、休息の日を設けることを目的に行われています。

現在、女性部鶴居支部は会員数57名で活動しており、今年はその会員たちのアイディアによる『鶴ロック』と題したコンサートが行われました。

当日のコンサートでは、本物のライブさながらの楽器や音響機器を用いて、「世界に一つだけの花」、「野に咲く花のように」、などたくさんの楽曲が披露されました。また、演奏だけではなく、MCでも観客を楽しませる様々な企画が用意されており、会場からは惜しみない拍手が送られました。

最後には、観客からのアンコールがわき上がり、大変な盛り上がりを見せたコンサートとなりました。



中学生人権作文コンテスト 塩越あいさん 上位入賞

12月7日、「第33回全国中学生人権作文コンテスト」において上位入賞を果たした塩越あいさん(幌呂中学校3年)の表彰式が釧路プリンスホテルにおいて行われました。

この作文コンテストは、中学生が作文を書くことを通じて、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的として行われています。

塩越さんの作文「夢への挑戦」は、中央大会において法務省人権擁護局長賞を受賞、東北北海道大会では最優秀賞を受賞しました。



受賞に満面の笑みを浮かべる塩越あいさん

後期高齢者医療制度のお知らせ

■高額介護合算療養費及び医療費通知について■

■ 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合は支給されません。

◆ 自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		67万円
1割	一 般		56万円
	住民税非課税世帯	区 分 II(※1)	31万円
		区 分 I(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、役場住民生活課国民健康保険係までお申し出ください。

■ 医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行をご希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は平成26年3月末(平成25年7～12月診療分)に行います。

◆ 新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または役場住民生活課国民健康保険係へご連絡ください(電話でのご連絡だけで手続きできます)。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ※ この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合
住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

役場住民生活課 国民健康保険係
電話 64-2113

平成25年度北海道消防表彰式について

平成25年度北海道消防表彰式が札幌市で開催され、釧路北部消防事務組合鶴居消防団に表彰旗が授与されました。この表彰は防火思想の普及や災害の防御など、消防について功労が顕著であると認められる個人及び団体に贈られるもので、鶴居消防団については火災等の災害防御活動に加え、永年に亘る釧路管内消防団員技能競技大会での活躍や、住宅用火災警報器の普及促進への取り組みなどが評価されたものです。

表彰式には櫻橋 敏夫団長と成田 信第一分団長が出席し、荒川裕生副知事より表彰旗が授与されました。



章記と表彰旗を受け取る櫻橋団長(写真・右)と成田分団長(写真・中央 旗手)

「消防団120年切手」発行に伴う贈呈式について

日本郵便北海道支社から道内全消防団に、消防団の功績をたたえて特殊切手「消防団120年切手」が贈られることとなり、12月3日、鶴居消防署で鶴居消防団(櫻橋 敏夫団長)への贈呈式が行われました。当日は、鶴居郵便局 小林 秀明局長と幌呂郵便局 齋藤 忠局長が来署し、小林局長から櫻橋団長へ特殊切手が手渡されました。

この特殊切手は、日本郵便株式会社が消防組(消防団の前身)発足120年を迎えることを記念して発行したもので、江戸から明治にかけて活躍した豊原国周の錦絵を採用し、まといを持った歌舞伎役者がデザインされています。

櫻橋団長は「消防団の長い歴史の中に自分が携わっていると思うと気が引き締まる。これから消防団の一員として地域の防災に努めたい」と意を新たにしていました。



左から 小林局長、櫻橋団長、齋藤局長



役場からのお知らせ

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

■国民年金のポイント

①将来の大きな支えになります
国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保証されます。

②老後だけのものではありません
国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある妻」や「子」）が受け取れます。

■学生納付特例制度と若年者納付猶予制度
収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」（学生のみ）、「若年者納付猶予制度」（30歳未満）などの保険料納付猶予制度があります。

◆学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、

国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校基本法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

◆若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

《保険料の納付方法「2年前納（口座振替）」が始まります》
平成26年4月末の口座振替分より、割引額のより大きな「2年前納」がご利用いただけるようになります。

■2年前納（口座振替）のメリット

①2年間で1万4千円程度の割引となります。

②2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります。

③口座振替をご利用することにより、納め忘れを防ぐことができます。

2年前納は口座振替のみご利用が可能です。また、お申込み期限は毎年2月末までです。詳しくは役場保健福祉課福祉係または、年金事務所までお問合せください。

【お問合せ先】

□役場保健福祉課福祉係

☎64-2116

□釧路年金事務所

☎0570（05）1165



ご存じですか？ 予防接種後健康被害救済制度

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、きわめてまれに健康被害の発生がみられます。万が一、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、救済給付を行うための制度があります。

■給付の種類

(1)医療機関での治療を受けた場合
治療に要した医療費（自己負担分）と医療を受けるために要した諸費用を支給します。

(2)障がいが残ってしまった場合
年に4回、障がいの残ったお子様を養育するための障害児養育年金（18歳以上の場合には障害年金を支給します）

(3)亡くなられた場合
葬祭料及び一時金（インフルエンザワクチンの場合には一時金または年金）を支給します。

■副反応について

副反応には、ワクチンを接種した後起こる発熱、接種部位の発赤・腫脹（はれ）などの比較的よくみられる軽い副反応や、きわめてまれに発生する脳炎や神経障害など重大な副反応もあります。

しかし、その副反応はワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期に発症した感染症などが原因であることがあります。そのため、予防接種後健康被害救済制度では、ワクチンの接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に給付をします。

■申請の方法

健康被害救済給付の申請は健康被害を受けたご本人やその保護者の方が、定期の予防接種を実施した市町村に申請を行います。申請には、予防接種を受ける前後のカルテ等、必要となる書類があります。

申請の方法やその他ご不明な点のお問い合わせにつきましては、役場保健福祉課健康推進係 保健師までお問い合わせください。

【お問合せ先】

役場保健福祉課健康推進係 保健師
☎64-2116

鶴居村畑・採草放牧地賃借料情報（平成24年度集計）

平成24年度の農地法及び農業経営基盤強化法による村内の賃借料水準は、下記表のとおりとなっておりますので、お知らせ致します。

○畑・採草放牧地 (10aあたり)

地域名	平均額	最高額	最低額	筆数
鶴居地区	1,900円	3,100円	800円	103
幌呂地区	2,000円	3,000円	800円	217
久著呂地区	1,700円	2,900円	300円	49

【お問合せ先】

村農業委員会事務局
☎64-2114



休日公証相談の実施について

鉦路公証人役場では、次のとおり「休日公証相談」を実施しますのでぜひご利用ください。

(1)日時

1月26日(日)

午前10時～午後4時まで

(2)場所

鉦路公証人役場

(鉦路市末広町7丁目2番地 金森ビル1階)

(3)相談内容

遺言、相続、任意後見、尊厳死宣言、お金の貸し借り、賃貸借、離婚に伴う養育費・慰謝料・財産分与など

(4)相談料 無料です

【申込方法】

相談を希望される方は、1月24日(金)まで、電話予約をお願いいたします。(☎25-11365)

正しい操作で、安全除雪！

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、使用者の責任において、正しく、安全に作業を行ってください。

■安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用しない。

■除雪機を使用する場合は、周囲に人がいないことを確認し、人を絶対に近づけさせない。また、不意に人が近づいた場合には除雪機を直ちに停止できるような状態で除雪を行う。

■投雪口に詰まった雪を取り除く際には必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止したことを確認してから雪かき棒を使用し取り除く。

■除雪機を使用する際、特に後進時は足元や周囲の障害物に注意を払い、無理のない速度で使用する。

【お問合せ先】

一般社団法人日本農業機械工業会／除雪機安全協議会

☎03(3433)0415

法定調書の提出について

平成25年度分の法定調書の提出期限は、平成26年1月31日(金)です。なお、法定調書の提出に当たっては、書類ごとに提出先が異なりますのでご注意ください。

また、税務署へ提出する法定調書(合計表を含む)は、作成や提出が大変便利な「国税電子申告・納税システム(e-tax)」で提出することができ、是非ご利用下さい。

《各提出先》

■鉦路税務署長

・給与所得の源泉徴収票
・退職所得の源泉徴収票
・不動産の使用料等の支払調書
・その他の支払調書

※【給与所得の源泉徴収票の法定調書合計表】を添えて提出

■受給者の所在地の市町村長
・給与支払報告書(個人別明細書)

※【給与支払報告書(総括表)】を添えて提出
・退職所得の特別徴収票

【お問合せ先】

■鉦路税務署(☎31-5100)

■役場企画財政課税務係

☎64-2112

確定申告に関するお知らせ

平成25年度分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月17日(月)から3月17日(月)までです。

税務署などの確定申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参ください。

また、税務署の閉庁日(土・日曜日、祝日等)は、税務署での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

■確定申告会場開設期間等について

鉦路税務署では次のとおり確定申告会場を開設します。

(1)開設期間

平成26年2月3日(月)～

平成26年3月17日(月)まで

(2)相談時間

平日 午前9時～午後5時

(3)会場

鉦路税務署(鉦路市幸町10丁目3番地 鉦路地方合同庁舎2階)

会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。また、混雑状況に

よっては長時間お待ちいただくこともありますので、なるべくお早めに(午後4時頃までに)お越しください。

■申告書の作成について

国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、所得税及び復興特別所得税の申告書などを作成し、印刷して郵送等により提出することができ

ます。

確定申告書の作成には「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

■復興特別所得税について

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

復興特別所得税は、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税(所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算します。また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税の徴収の際に復興特別所得税が併せて徴収されています。

【お問合せ先】

■鉦路税務署(☎31-5100)

■役場企画財政課税務係

☎64-2112



交通事故の援護制度について

交通事故被害世帯の方々に、次のような援護制度があります。

■交通遺児等育成資金貸付(無利子)

(1)対象

自動車事故により保護者の方がお亡くなりになったり、重い後遺障害を残すこととなったご家庭のお子様(0歳～中学卒業まで)

(2)貸付金額

一人につき最初一時金15万5千円、以後月額2万円、小・中学校入学時に入学支援金4万4千円

(3)返還方法

月賦または月賦・半年賦併用による20年以内での均等払い

(4)返還猶予

機構職員にご相談ください

■重度後遺障害者介護料支給

(1)対象

自動車事故により脳、脊髄、または胸部腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方

(2)支給額

月額29,290円～136,880円の間で、障がい程度により支給

(3)支給期月

支給月は3、6、9、12月で3ヶ月分を一括支給

【お問合せ先】

独立行政法人自動車事故対策機構鉦路支所(☎51-7337)

いつまでも健康に！ 元気なうちから介護予防をはじめましょう！！

春の集団健診で65歳以上の方に介護予防のために心身の状態を調べる基本チェックリストを実施し、該当となられた方を対象に通所型介護予防事業ふまねっと運動『ふまともくらぶ』を8月～10月までの3か月間6回コースで開催しました。

ふまねっと運動『ふまともくらぶ』ではNPO法人ワンツースリーのサポーターと保健師が協働しタオルを使ったストレッチ体操、ふまねっと運動を行いました。また、次の教室までに参加者が自宅でテレビ体操、ストレッチ、ウォーキングなどを行い運動器の機能向上に取り組みました。



教室の後半には教室終了後も自宅でトレーニングを続けられるように釧路保健所志賀千穂作業療法士による「運動を続けて介護予防」をテーマにお話をいただきました。

一部抜粋して 紹介します

【運動しないままでいるとどうなるの・・・】

- ・全く動かない寝たきりの状態で1週間過すと10～15%の筋力が低下します
- ・もとに戻すには休んでいた期間の倍以上の時間が必要です

【運動不足の害ってどんなもの？～生活不活発病で起こること～】

- ・筋力が低下する ・関節がかたくなる ・転びやすくなる
- ・骨粗鬆症になりやすい ・急に立ち上がるとふらつきやすい
- ・むくみやすい ・疲れやすい など

【運動を継続していくためのコツ！】

- ・気負わず、楽しく(2日おき、1日30分でも効果が
あり1回10分の運動でも大丈夫なので1日3回実施してみてください)
- ・「ながら運動」も取り入れましょう
- ・運動仲間を見つけることも大切です



村では高齢者の方ができるだけ自立し、いつまでもイキイキと自分らしく生活するために今後も介護予防事業を実施していきます。

日常生活に介護予防を取り入れて、健康長寿をめざしましょう。

鶴居村ふるさと情報館
みなくる
図書室だより

新刊案内

●開館時間……10:00～18:15

●休館日……1月の休館日は28日(火)です。

年始は1月4日(土)より通常通り開館します。

●貸し出し……【本・雑誌・紙芝居】2週間(1人10冊まで)
【CD・VTR】1週間(CD3点、VTR2点まで)

～リクエストサービス～

みなくる図書室では、本やCDのリクエストをいつでも受け付けています。みなくるには置いていない読みたい本などがありましたら、図書室にある用紙に記入してお申込ください。
※資料によっては、ご希望に沿えない場合があります。

記憶障害の花嫁



北海道放送報道部取材班 著

交通事故で車イス生活を余儀なくされ、重度の記憶障害も抱えた女性が、結婚、出産という夢を成し遂げるまでのドキュメンタリー。生きることの本当の大切さを教えてくれる、人間愛が溢れる真実の物語。

学校では教えない「社会人のための現代史」



池上彰 著

「反日」のおおもととなった天安門事件や、アメリカのシリア介入と原油価格、そもそも円高とはなにか。社会人必須の教養を、池上彰が解きほぐす。

ぼくらの街にキリンがやってくる チャイルズエンジェル450日の軌跡



志茂田景樹 著

キリンがいない釧路市動物園。「子どもたちにキリンを見せてあげたい」という市民の強い思いで始まったキリン募金は、またたくまに街中に広がっていき…。釧路市でおこったパワフルな活動に密着した1冊。

ボトリウム 手のひらサイズの小さな水槽。



田畑哲生 著

食器や牛乳ビンなど、ガラスの容器を利用した手のひらサイズの小さなアクアリウム。日本でただひとりの水草作家が、水草や流木をあしらった飾り方や作り方、飼える魚の種類まで紹介する。自宅のインテリアに最適。

ゆきのうえゆきのした



K・メスナー 文 小梨直 訳
C・S・ニール 絵

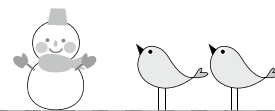
ゆきのうえは、しんと静まりかえって、まっしろ。でもゆきのしたには、まったく別の秘密の世界があって、リスやウサギ、クマなどいろんな生きものたちが、寒さや危険から身を守りながらくらしている…。

白い疵 英雄の死



永瀬隼介 著

迷える日本にやっと現れたカリスマ・月尾雄大。大胆な国政改革を訴え大衆を魅了する月尾は、荒ぶる雄牛のごとく驚くべき豪胆さで突き進んでいくが…。怒涛の政治サスペンス。



『北海道179市町村応援大使』

大谷翔平選手、中村勝投手が
本村の応援大使に決定！！

この取り組みは、北海道日本ハムファイターズが北海道移転10年目を記念し、ファイターズ選手自らが道内市町村の「応援大使」を務め、観光PRなどの地域振興を行う企画として昨年から実施されています。

去る11月23日に札幌ドームで開催されたファンフェスティバルにおいて、本村を含む18市町村が選拔され、本村の応援大使には大谷翔平選手、中村勝選手の2名が決定しました。今後、両選手には1月から1年間、本村のPRや地域活性化などに活躍していただけるとともに、ファイターズ応援観戦ツアーに村民100名が招待されるなど、充実した企画が予定されています。

1月の自然観察会

●連風をつくって揚げよう

【日 時】1月11日(土) 午前10時～12時

【定 員】15名

【参加費】100円(材料費)

【場所・申込・問合せ先】

塘路湖エコミュージアムセンター

(☎015-487-3003)

●厳冬の湿原ハイク

【日 時】1月19日(日) 午前10時～12時

【定 員】15名

【参加費】無料

【場所・申込・問合せ先】

温根内ビジターセンター(☎65-2323)

鶴居村成人式のご案内

教育委員会教育課生涯学習係では、下記の日程等により平成26年鶴居村成人式を挙行します。

【日 時】平成26年1月12日(日) 午後1時

【会 場】総合センター多目的ホール

【内 容】式典、記念撮影ほか

【対象者】平成5年4月2日から平成6年4月1日までに出生された方

なお、住民票の有無に関わらず出席は可能ですので、詳細についてはお問い合わせください。

【お問合せ先】教育委員会教育課生涯学習係

(☎64-2050)

冬のエコツアー 2014

世界湿地の日(2月2日)にちなみ、
湿原の神・ツルと人の暮らしとの関わりを
ツアーで楽しく学びます。ぜひご参加ください。

【日 時】2月1日(土)

午前10時～午後2時半

【定 員】20名

(小学生以上。小学生は保護者同伴)

【参加費】無料

【場 所】鶴見台集合・解散

【申 込】1月7日～14日の間に電話申込

(応募多数の場合は抽選)

【申込・問合せ先】

釧路国際ウエットランドセンター

(環境保全課内☎31-4594)

鶴居文芸

凍原社1月句
(俳句)

初雪に足とられつつ句会かな	初雪や機体は空の青に消え	大雪に天気予報ははづれけり	目覚めして白一色の黙の降り	冬うらら白髪は牛は浚刺と	小春日や天気予報の外れるし	忘年会気になる天気予報かな	不透明にゆれて政治の十二月
---------------	--------------	---------------	---------------	--------------	---------------	---------------	---------------

水	和	春	恒	紀	ち	由	ミ
脈	子	夢	子	代	え	美	ヤ
				子	こ	子	ノ

寄 付



いただきました心温まる善意に
心よりお礼申し上げます。

・地域振興及び地域福祉等に関する事業のために

久保田 静 子 様

金200,000円

関 根 菊 夫 様

金100,000円

お 誕 生



お誕生おめでとうございます。

11月中に届出のありました出生について、
次のとおりご紹介します。

村上 ^{りんか}凜花 ちゃん 女 鶴居市街

タンチョウ

鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ
原 田 修

10年ぶりに戻りました

11月中旬にウトナイ湖サンクチュアリ(苫小牧市)より異動して来ました、原田修です。おや？と思われる方もいらっしゃると思います。平成7年4月より同15年10月まで鶴居でお世話になりました。

●10年ぶりの鶴居で感じたこと

合併ではなく自立を選び、その後も生乳生産量6万トン突破や高品質の生乳を活かしたナチュラルチーズのコンテスト連続入賞等、基幹産業の酪農の充実と村の安定感は「すごい」の一言しかありません。多くの関係者の方の努力と先見の明に深い敬意を覚えます。観光協会のNPO法人化やタンチョウコミュニティの活動は、タンチョウと人の共生を目指す当サンクチュアリにとって、とても大きな刺激です。

平成20年に村が加盟した「日本で最も美しい村」連合の理念には感銘を受けました。「小さくても輝くオンリーワンを持つ農山村が、自らの町や村に誇りを持って自立し、将来にわたって美しい地域であり続けること」。まさしくこれは鶴居のことだ、と大いに共感し、同連合のパンフレットやHPを見ては、まだ行ったことがない加盟地域を訪れ、そこでの「自然と人が共生する地域振興」の取り組みを参考にしたいと考えています。

広報つるいのバックナンバーを読んでいて、また心に響く言葉がありました。昨年2月の山崎直子さんの講演の報告で「風に乗って草木の香りがした時に、地球で生活する幸せを感じました。美しいものは意外と身近にあるものです」。よそものとして8年半鶴居で暮らし、いったん離れてまた戻ってきた私は、職場や公住でタンチョウの声が聞こえた時に、再び鶴居で生活する幸せを感じています。



よろしくお願いします



館内の様子

●ネイチャーセンターへどうぞ

先日村在住の知人がネイチャーセンターで友人と待ち合わせをする際、館内サービスのコーヒーを飲みながら毛糸を編んでいました。窓から見下ろす数十m先には給餌場のタンチョウ。まきストーブの燃える館内では、タンチョウの映像と心地よい音楽が流れています。喫茶店なら超一級の立地です。以前農家の方に「ここに来ると落ち着くのよね」と言われたことを思い出しました。やがて訪れた待ち人は、タンチョウが好きで給餌場でよくiPadで撮影するのに、センターに入るのは初めてだそう。望遠鏡でタンチョウを見ながら行動の解説をすると、大いに喜んでくれました。まだまだ館内の利用は少ないのですが、地元の方に気軽に入っていただき、タンチョウの行動を暖かい館内でじっくり見ていただくことで、新たなタンチョウの魅力を知っていただければと思います。1人では入りづらいという方は、お友達やご家族連れで、特に村外の方が遊びに来た時等、案内のついでにお立ち寄りください。

10年間のギャップを埋め、新たにどんな活動で鶴居村に貢献できるか考えながらの日々です。サンクチュアリともども、引き続きよろしくお願いいたします。



広報つるい1月号

№. 629 鶴居村

発行・編集／鶴居村役場企画財政課企画調整係
〒085-1203 阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地 ☎ 0154-64-2112 / Fax 64-2577
http://www.vill.tsurui.lg.jp/ [eメール] tanchou@vill.tsurui.lg.jp

村のカレンダー

1	水	
2	木	
3	金	
4	土	
5	日	・平成26年鶴居消防出初式 11:00～ 鶴居村役場駐車場 ・北海道消防表彰「表彰旗」受賞祝賀会 12:00～ 総合センター
6	月	・役場御用始め 8:30～
7	火	
8	水	・平成25年度巡回児童相談 9:00～ 総合センター和室 ・BCG、不活化ポリオ、四種混合、三種混合、麻疹・ 風疹、二種混合予防接種 15:00～ 鶴居診療所
9	木	
10	金	・鶴居村三者合同懇親交流会 18:00～ ホテルTAITO
11	土	
12	日	・鶴居村成人式 13:00～ 総合センター
13	月	
14	火	
15	水	・子宮がん・乳がん検診 10:30～ 釧路がん検診センター ・Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症予防接種 15:00～ 鶴居診療所
16	木	
17	金	
18	土	・生涯学習講座 陶芸教室 10:00～ 総合センター工芸室
19	日	
20	月	・鶴居村社会福祉協議会「心配ごと相談サロン」 10:00～ 総合センター小会議室
21	火	・子育て支援事業「あそびのひろば」 10:00～ ふるさと情報館「みなくる」
22	水	
23	木	・「おひさま」(親の会) 10:00～ 総合センター和室
24	金	
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	
29	水	
30	木	
31	金	

「日本で最も美しい村」連合 新規加盟町村をご紹介します！

静岡県 松崎町(まつざきちょう)

伊豆半島西南部に位置し、変化に富んだ海岸線や豊かな自然環境を有しています。駿河湾越しに富士山と南アルプスを望む石部の棚田。町内に残るなまこ壁の建造物は昔の趣を漂わせます。また、全国シェアの70%の塩漬けさくら葉は、町の特産品として、様々な商品になっています。

松崎町役場(Tel 0588-42-3964)

〒410-3696 静岡県賀茂郡松崎町宮内301-1



今月の表紙

「日本で最も美しい村」連合のフォトコンテスト2013の入賞作品「ナイスライディング」です。

タンチョウの親子が羽ばたくようすを撮影したものです。

交通事故発生状況

(鶴居駐在所より情報提供)

今年1月からの発生件数

人身事故3件／物件事故80件

12月中の発生件数

物件事故1件／物件事故13件

死亡事故ゼロの日 371日

(11月末現在)

人の動き

11月末住民登録人口

人口 総数 **2,539人**

(前月比 + 2人)

うち外国人人口 14人

(男4人・女10人)

昨年同期は2,516人で、
対前年比較は+23人です。

男 1,265人 (前月比±0人)

女 1,274人 (前月比+2人)

世帯数 **1,088戸**

(前月比+1戸)

うち外国人世帯数 5戸

編集後記

明けましておめでとうございます。ご家族揃って輝かしい新春をお迎えのことと思います。

昨年は、富士山の世界遺産登録や2020年東京オリンピックの開催決定といった喜ばしいものから、教師の体罰問題や異常気象による台風・竜巻被害の続発など、様々な出来事がありました。今年こそは良い出来事に溢れ、明るい話題の多い一年になることを願うばかりです。

また、今年の干支は午年です。馬のように力強く、大きく躍進できる年にしたいですね。今年も広報つるいのご愛読をよろしくお願いします。(D)

